

令和4年 第6回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月28日(火) 9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員議員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議事日程
報告第 9号 農地の転用届出の件について
報告第 10号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第 11号 農地の埋立届出の件について
議案第 10号 現況証明(非農地証明)の発行の件について
議案第 11号 農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)の件について
議案第 12号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)の件について
議案第 13号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について

8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。
今日の出席議員は15名で議事録署名委員は4番委員と5番委員です。
よろしく願い致します。
『報告第9号 農地の転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第9号 農地の転用届出の件について説明致します。議案書は2頁になります。
農地法第4条の農地転用の届出になります。次の通り受理したことを報告します。
申請件数は1件の1筆になります。場所は宮ヶ原2丁目で、登記簿地目が畑、現況地目が雑種
地で、面積が392㎡となっています。市街化区域内の転用で、転用用途は住宅用地となりま
す。3頁から4頁に地図を掲載しております。4頁をご覧ください。宮ヶ原地区になります。
宮ヶ原第1街区公園の南の方向に申請農地があります。以上、報告となります。

議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。 続きまして『報告第10号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第10号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明致します。議案書は5頁になります。農地法第5条の所有権移転・転用の届出になります。次のとおり受理したことを報告します。申請件数は2件の3筆になります。2件とも有償の所有権移転になります。申請番号1、場所は南町2丁目の2筆で、両地目とも畑となっています。面積が合計で365㎡となります。転用用途はその他の業務用地で、転用事由は資材置き場となっています。 次に、申請番号2、場所は大字加草字鴨原の1筆で、地目は畑で、面積が744㎡となります。転用用途は住宅用地で、転用事由は住宅建設です。6頁から9頁に地図を掲載しております。7頁をご覧ください。申請番号1の地図になりますが、南町1区になります。県道土々呂日向線の東側に就労継続支援事業所のキャッチボールがありますが、この施設の南の方向に申請農地2筆があります。次に9頁をご覧ください。申請番号2になりますが、加草2区になります。地図の上部に加草県営住宅がありますが、住宅の南の方向に申請農地1筆があります。以上、報告となります。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。 続きまして『報告第11号 農地の埋立届出の件について』を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第11号 農地の埋立届出の件について説明致します。議案書は10頁になります。農地の埋立の届出です。次のとおり受理したことを報告します。申請は1件で大字門川尾末字木原の1筆で、地目は田で、面積は472㎡となります。判定地目は畑で、埋立により畑として利用するものです。11頁から12頁に地図を掲載しております。12頁をご覧ください。西栄町地区になります。Aコープ門川店の北の方向に申請農地があります。以上、報告となります。
議長	説明が終わりました。この件も報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に『議案第10号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第10号 現況証明(非農地証明)の発行の件について説明致します。議案書の13頁になります。次のとおり、現況証明願いがあつたので審議を求めます。申請は2件の2筆になります。申請番号1、場所は大字門川尾末字上柳ノ瀬の1筆で、登記簿地目が畑、現況地目は山林原野となっております。面積は757㎡となります。判定地目が山林原野、利用状況も山林となっております。申請番号2、場所は大字門川尾末字尾ノ宮の1筆で、登記簿地目が田、現況地目は雑種地となっております。面積は475㎡となります。判定地目及び利用状況とも雑種地となっています。 14頁から17頁が申請地の地図になります。15頁をご覧ください。申請番号1になります。小園地区になります。五十鈴川左岸側に申請農地があります。 17頁をご覧ください。申請番号2になります。中山地区と梅ノ木地区の境付近になります。中山川の右岸側に申請農地があります。以上、ご審議願います。

議長	説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	<p>推進委員の白木です。申請番号1につきましては6月22日、岡田係長の案内で、児玉委員、金丸委員、松本推進委員と私の5人で現地確認を行いました。</p> <p>上柳ノ瀬については、堤防の外側になるので、ほとんど竹藪の中です。今の様な状態になって何十年も経っているので、非農地として判断しても仕方ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
松本推進員	<p>推進委員の松本です。申請番号2について、6月22日現況証明願がありましたので、岡田係長の案内で、児玉委員、金丸委員、白木推進委員と私の5人で現地確認を行いました。</p> <p>中山川と県道黒木線の間には挟まれた雑種地でございます。この一角はほとんど雑種地で、周りは7、8枚の荒れ地・雑種地になっており、10年以上前からこの状態になっていると思います。非農地とされても、周囲に問題は生じない場所と考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方举手願います。全員賛成です。</p> <p>次に『議案第11号 農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号 農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)の件について説明致します。議案書の18頁になります。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。申請件数は1件で、貸借権の設定になります。場所は大字川内字水ナシの1筆で、地目は田となっております。面積が2,481㎡となっております。借受人は、公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっております。契約内容は、貸借期間は10年間となっております、借賃は無償となっております。本件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に借り受けを希望する者に貸し付けを行う案件となっております。19頁から20頁に地図を掲載しています。20頁をご覧ください。三ヶ瀬地区になりますが、市の原地区方面の水無谷と仁久志谷がありますが、この谷の合流する箇所申請農地があります。以上、ご審議願います。</p>
議長	説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
安田推進委員	<p>推進委員の安田です。6月20日、岡田係長の案内で、黒木委員、安田委員と私の4人で現地確認を行いました。現地は山間部で場所の説明は難しいですが、西門川の三ヶ瀬地区の市の原集落から更に奥の方に位置する農地でございます。農地所有者が宮崎県農業振興公社の中間管理機構に預けて、その中間管理機構から実際の借受人が農地として借受けて、利用するとの事ですから、問題無いと考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方举手願います。全員賛成です。次に『議案第12号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	議案第12号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)の件について

です。議案書の21頁になります。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。申請件数1件の2筆となります。権利種別は所有権移転であります。

本申請は、大字加草字小内の2筆で、両筆とも登記簿地目が田、現況地目が果樹園となっており、面積が合計で928㎡となっております。売買価格は記載どおりで、移転・引き渡し時期については、令和4年8月12日となっております。22頁から23頁に図面を添付しております。23頁をご覧ください。中村地区になりますが、左側の上から下にかけて広域農道が走っており、広域農道の東側に譲受人の牛舎がありその北側に申請農地があります。以上、ご審議願います。

議長 説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

染田推進員 推進委員の染田です。6月22日、岡田係長の案内で、川崎委員、津島委員、私の4人で現地調査を行いました。場所は、前回の審議案件の近くで、中村奥の門川防災ダム手前、馬渡地区で、譲受人が経営する畜舎の隣で北東側2筆、地目は田で現況は譲渡人の兄が亡くなった後、休耕状態です。その後、譲受人の方で農地復活に対する希望もあり、今回円満な形での所有権移転の申請になっています。当該地域周辺における環境調和も全く問題ありませんので、ご審議の程よろしく願います。

議長 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方举手願います。全員賛成です。

次に『議案第13号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第13号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について説明致します。議案書の24頁になります。次のとおり、門川町農業振興地域整備計画に定めた農用地を計画から除外することについて、意見照会があったので審議を求めます。申請1件の1筆で、場所は大字加草字倉谷で、登記簿地目は田、現況地目は雑種地、面積は365㎡です。事由としましては、転用目的にも記載させておりますとおり、携帯電話アンテナ基地局新設のためでありますので、農用地を門川町農業振興地域整備計画から除外するものであります。25頁から26頁に地図を掲載しております。26頁をご覧ください。申請農地は、東九州自動車道下り車線の門川南スマートインターの終期地点の左側であり、安井株式会社の西側になります。以上、ご審議願います。

議長 説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員 推進委員の染田です。6月22日、岡田係長の案内で、川崎委員、津島委員、私の4人で現地調査を行いました。場所は加草地区、安井株式会社西側で地目は田、現況は雑種地の状態です。農振地域に設定されていますが、携帯会社の方から公共性を伴うアンテナ設置計画が農業委員会の方に出ており、農政係の方から農振を外していいか、意見照会が来てるのでご審議の程よろしく願います。

議長 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。

事務局 携帯電話アンテナ基地局の新設なんですけど農地法によりますと、認定電気通信事業者、

電話会社等なのですが、転用の主体になってる時には農地法での転用手続きは不要という事になっているので補足しておきます。

見玉委員 7番委員の見玉です。現況地の確認ですが、登記簿地目は田ですが、平地ですか？のり面ですか？

事務局 現地確認しましたが、場所としては平地となっております、のり面等の部分に設置する様な計画はないという事で携帯電話基地局からも図面等で確認しております。

議長 この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。
以上を持ちまして令和4年第6回農業委員会定例総会を閉会します。

令和4年6月28日

議事録署名人

4番委員

安田 元信

5番委員

黒木 穂